

【標準入札説明書本文（建設工事関連業務（総合評価））】

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

この公告の業務は、入札を、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う業務である。なお、電子入札システムにより難い場合は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

1 競争入札に付する事項

別添入札公告の入札後審査型一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札に付する事項」に掲げるとおり

2 入札保証金に関する事項

別添入札公告の入札後審査型一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）の9(1)アに掲げるとおり、共通事項の3に掲げる事前確認を行い、入札参加資格があると認められた者については入札保証金の納付を免除する。なお、入札参加資格がないと認められた者については、9(2)に掲げるとおり入札書を無効とし、開札しないこととする。

3 落札者の決定の方法

共通事項の7に掲げるとおり（くじの詳細については別紙4を参照すること）

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

(1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき

当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行う。

(2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき

入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

4 委託する業務の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する仕様書、図面及び数量計算書（以下「仕様書等」という。）のとおり

5 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

6 電子入札等に関する事項

(1) この公告の業務は、原則として、入札参加資格確認申請、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う業務である。

(2) 紙入札方式による場合

入札参加者にやむを得ない事由（運用基準2-1に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内の受付時間中（休日（愛媛県の休日を定める

条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）（以下「紙入札書等提出期間」という。）に、運用基準2-1に定める紙入札方式参加承諾願を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものうち配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。

(4) 7(1)に掲げる書類（以下「添付書類」という。）は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる入札の期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、当該添付書類の容量が合計で3メガバイトを超える場合は、添付書類に係る紙媒体又は電子媒体（書き換えのできないものに限る。）を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出するとともに、運用基準5-3に定める提出書類通知書（別紙1-2）を電子入札における入札書に添付して提出すること。この場合、業務委託費内訳書は二重封筒とし、表封筒に業務委託費内訳書在中の旨を朱書し、中封筒に業務委託費内訳書を入れ、その表に入札件名を表示し、密封したものを提出すること。

また、やむを得ず紙入札方式による者にあっては、入札書及び当該添付書類を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書及び業務委託費内訳書は二重封筒とし、表封筒に入札書及び業務委託費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名を及び「入札書」又は「業務委託費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。

なお、持参により提出する場合に限り、工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に定める代替手段を講じるときは、入札書への押印を省略することができる。

7 その他必要な事項

(1) 事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（別紙1）

イ 入札参加資格確認資料（別紙2）

(2) 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限

共通事項の2(4)に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の

関係にある場合

- ② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 仕様書等の貸与及び閲覧

ア 仕様書等は、個別事項の表中「仕様書等の貸与期間」に掲げる期間に、様式1「仕様書等貸与申請書」を個別事項の表中「仕様書等の貸与、閲覧に供する場所」に掲げる場所に提出した者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で実施する。

イ 上記アの3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含まない。

ウ 入札情報公開システムにより閲覧に供する仕様書等を閲覧する場合においては、様式1「仕様書等貸与申請書」の提出は不要である。

(4) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、電子入札システムによるほか、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。なお、質問事項には入札参加者名が特定できる内容を記載しないこと。

イ 入札説明書についての質問を持参又は郵送等により提出する場合は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間内の受付時間中に、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。

ウ 入札説明書についての質問に対する回答は、入札情報公開システムに掲載することにより行う。

(5) 入札方法

ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式2のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

イ やむを得ず紙入札方式による場合、委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式4の内容を具備した自社様式でも可とする。

ウ 業務委託費内訳書の提出については、個別事項の表中「業務委託費内訳書」に掲げるところ

エ この業務は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の2第1項の規定に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者に対して、同条第2項の規定に基づき、低入札価格調査を行うこととしている。したがって、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、「低入札価格調査方法について（業務委託）」（別紙3）をよく読むとともに、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出」に掲げる期限までに、指定された資料の持参による提出を求めるので、開札後直ちに準備すること。期限まで

に資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場合も当該入札を失格とする。

オ 愛媛県建設工事入札者心得（別紙5）及び運用基準を遵守すること。

カ 調査基準価格の算定における業種区分は、個別事項の表中「低入札価格調査制度等の適用」に掲げるとおり

(6) 開札後の追加資料の提出

共通事項の7(1)に掲げるとおり

(7) 契約保証金

共通事項の9(1)イに掲げるとおり

(8) 契約書

この業務の委託契約に使用する設計業務等委託契約書は、個別事項の表中「仕様書等の貸与、閲覧に供する場所」に掲げる場所で閲覧に供する。

(9) 支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり

(10) その他

ア 落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が共通事項の2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは受注者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本入札は別添入札公告に掲げるとおり入札後審査型一般競争入札方式により実施するので、共通事項の3に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該業者が提出した入札書は無効とし、開札しない。

ウ 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

エ 本説明書の別紙及び様式（入札参加資格確認申請書（別紙1）及び入札参加資格確認資料（別紙2）を除く。）については、えひめ電子入札共同システムポータルサイトの「各自治体情報」の表中「愛媛県」欄に掲載する。

オ 「運用基準」、「入札後審査型一般競争入札における審査順位くじについて」、「業務委託費内訳書の取扱いについて」、「低入札価格調査方法について（業務委託）」、「愛媛県建設工事入札者心得」については、県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>）に掲載している。